

# 全国高等学校軽音楽連盟規約

## 第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は全国高等学校軽音楽連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局は会長・委員長・事務局長いずれかの在任校に置く。

## 第2章 目的

第3条 本連盟は全国高等学校の軽音楽系部活動の相互交流の促進と、健全なる部活動の発展を目指し、全国高等学校軽音楽コンテスト（以下「コンテスト」という）を企画運営する。

## 第3章 組織

第4条 本連盟は、コンテストに参加する当該都道府県の軽音楽連盟またはそれに相当する組織の役員を持って構成する。

## 第4章 役員

第5条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
委員長	1名
副委員長	1名
事務局長	1名
副事務局長	1名
会計	2名
監事	2名
常任委員	若干名
相談役	必要に応じて

第6条 会長は、常任委員会において選出する。

会長は、常任委員会を代表し、事務を総括する。

第7条 常任委員会は、会長・副会長・委員長・副委員長・事務局長・副事務局長・会計・監事・常任委員・相談役を持って構成する。

第8条 副会長は、常任委員会において選出する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときには、その会務を代行し、またはその職務を行う。

第9条 委員長・副委員長・事務局長・副事務局長は常任委員会において選出する。

委員長は本連盟を代表し、会務を総括する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときには、その会務を代行し、またはその職務を行う。

事務局長は委員長を補佐し、会務を処理する。

副事務局長は事務局長を補佐し、会務を処理する。

第10条 会計は常任委員より選出し、本連盟の会計を処理する。

第11条 監事は加盟校の部顧問より選出し、事業ならびに会計を監査する。

第12条 相談役は常任委員会の推薦により会長が委嘱する。相談役は本委員会の運営に関与し、会長の諮問に応じる。

第13条 常任委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。補充された委員の任期は前任者の残存期間とする。

## 第5章 会 議

第14条 本連盟に次の会議を置く。

- 1 顧問総会
- 2 常任委員会
- 3 運営委員会

第15条 顧問総会は、コンテストに参加する顧問を持って構成し、年1回の定期総会とその他臨時総会として、会長はこれを招集する。

第16条 常任委員会を運営委員会の最高議決機関とし、コンテストに関して、次の事項を審議決定する。

- 1 予算および決算
- 2 事業計画
- 3 役員の選出
- 4 本連盟並びに本連盟が主催するコンテストの運営方針
- 5 その他

## 第6章 会 計

第17条 本連盟の収支は次のように定める。

- 1 収入
  - (1) 加盟都道府県連盟等の分担金
  - (2) その他
- 2 支出
  - (1) 本連盟運営費
  - (2) コンテスト補助
  - (3) その他

第 18 条 本連盟の予算及び決算は常任委員会の承認を必要とする。

第 19 条 本連盟の会計年度は、本会発足日から事業終了日までとする。

第 20 条 会計は、会計担当者の変更とともに、通帳名義を変更し、会計の透明性を担保する。

第 21 条 予算の執行に関する手続きは別に定める。

#### 第 7 章 補 則

第 22 条 本規約の改正には顧問総会の議決を必要とする。

第 23 条 本連盟の運営に必要な細則は常任委員会が別に定める。

第 24 条 本規約は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

② 本連盟の設立は、平成 28 年 4 月 1 日とする。